

大津市認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症施策及び高齢者虐待の防止に関する各種事業の推進について、地域の関係機関等が連携することにより、認知症施策及び高齢者虐待の防止を総合的かつ効果的に推進し、もって高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活が続けられることを目的として、大津市認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 認知症及び高齢者虐待に関する正しい知識及び理解の普及啓発
- (2) 高齢者虐待に関する情報の共有並びに関係機関との連携及び協力の推進
- (3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第1条に規定する認知症の人及び同法第3条第5号に規定する家族等（以下「認知症の人等」という。）に対する支援の充実
- (4) 地域における認知症支援・高齢者虐待防止のネットワークの構築
- (5) 認知症介護従事者及び管理者等の資質向上
- (6) 認知症初期集中支援推進事業の推進に関する事項
- (7) その他認知症施策及び高齢者虐待の防止に必要な事項

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益社団法人大津市医師会から選出された者
- (3) 大津市認知症キャラバン・メイト連絡協議会から選出された者
- (4) 認知症の人等
- (5) 認知症介護指導者
- (6) 認知症疾患医療センターから選出された者
- (7) 公益社団法人認知症の人と家族の会から選出された者
- (8) 大津市民生委員児童委員協議会連合会から選出された者
- (9) 認定特定非営利活動法人あさがおから選出された者
- (10) 大津警察署及び大津北警察署から選出された者
- (11) 市長が指名する市職員

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて第6条の規定により庶務を担当する課の長（次条において「庶務担当課長」という。）が招集する。

(関係者の出席)

第5条 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部長寿福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。